

収蔵文書紹介31

伝馬町自治会

所蔵文書

伝馬町は宇都宮城下町の一町で、問屋場に伝馬が集散していたことからその名が付けられました。元和五年（一六一九）日光街道が新設されたからは、奥州・日光両街道の分岐点として賑わいましたが、さらに近代に入ると宇都宮町の戸長役場のうち上町役場が置かれ、大町の下町役場と共に町政事務を分担しました。

この文書は、伝馬町自治会の引継文書で、安政五年（一八五八）から大正四年（一九一五）まで三八七点からなっています。その内訳は、近世七点、近代二九四点、その他年号を確定出来ないものが八六点ありますが、その多くは近代文書です。

近代文書の内訳は、栃木県庁の宇都宮移転、町村制施行、日清・日露戦争など歴史の推移に対応して集中している傾向がみられます。その他二荒山神社祭祀にもなう附祭関係

の文書が多数ありますが、特に明治三十四年（一九〇一）の町有屋台売払事件に関する一件書類は、この屋台が後に県の有形文化財に指定されたものだけに注目できます。

写真1は、県庁移転に際し敷地の地ならしに動員された人数帳で、



写真2

「六十年以上盲目^並後家^外病身之者」を除いて全員が徴発されています。

写真2は、開庁式臨時祭に関するもので、この時伝馬町では屋台を出してありますが、表題には「空屋台」とあり、囃方などのない屋台のみが出たものと思われま

す。写真3は、安政六年（一八五九）九月の借入金証文ですが、この時町では附祭の費用に合計百五十兩を借用しています。明治に入って費用の捻出に苦慮した町会では、屋台を売却することを決議しました。これに対し若者会が反発し、明治三十四年八月総会を開いて屋台取戻しを協議しました。写真4はその議事録です。

このほか、「宇都宮伝馬町^外三十四



写真3

ケ町村連合会議員」、「協議費及び町費予算割（明治十七年）」などは町村制施行以前の町村自治をうかがうことの出来る史料です。宇都宮町は明治二十九年（一八九六）市制が施行されましたが、写真5は、宇都宮市長から町務委員に宛てた軍隊通過の通知で秘扱いになっていますが、出征軍隊が宇都宮停車場を通過する際には代表一名が羽織袴の正装で見

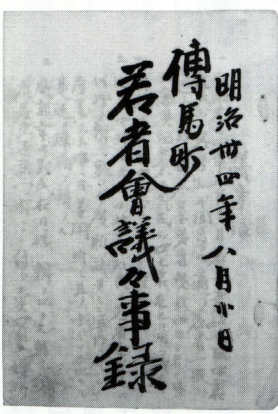


写真4

送ることになっていました。軍関係の文書は全体の二割以上に達し、祭礼と軍事が町政事務の主要な部分を

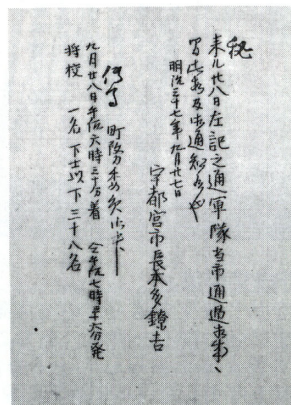


写真5

占めていたことがわかります。

宇都宮市は第二次大戦の空襲で多くの史料を失いましたが、伝馬町自治会所蔵文書は、伝馬町の人びとが屋台と共に守り伝えた貴重な文化遺産とすることが出来ます。

（石川 健）

〈参考〉

写真1 県庁敷地均人数帳

（史料番号二二二）

写真2 開庁式屋台引仕払帳

（史料番号二二二）

写真3 借入金証文

（史料番号一〇一）

写真4 若者会議々事録

（史料番号一五四）

写真5 軍隊通過通知

（史料番号三二四）